

令和7年度

受付番号		連絡先	委託担当 脱炭素・GREEN×EXPO推進局 循環型社会推進課 TEL 045-671-4225	担当者名 仲澤
------	--	-----	---	------------

設 計 書

1 委託名 令和7年度 公道EV充電器設置可能性検討調査委託

2 履行場所 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局循環型社会推進課

3 履行期間 期間 契約締結した日から令和7年11月28日まで
 期限

4 契約の区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明

不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委託概要

本業務ではEVの普及促進のため、2027年度までの目標達成（急速充電器400口設置）に向け、過年度の検討内容や設置実績等を踏まえ、公道における急速EV充電器の設置拡大に向け、可能性の検討を行うことを目的とします。

内 訳 書

8 部分払 する
 しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	単位	数量	単価	金額

委託代金額 ￥ _____

内訳
業務価格 ￥ _____

消費税相当額 ￥ _____

內訛書

内 訳 書

第1号 直接人件費

名 称	形 状・寸 法 等	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
(1) 候補地ごとの条件整理					
技師長		人・日			
主任技師		人・日			
技師（A）		人・日			
技師（B）		人・日			
技師（C）		人・日			
技術員		人・日			
小 計					
(2) 設置可能性検討					
技師長		人・日			
主任技師		人・日			
技師（A）		人・日			
技師（B）		人・日			
技師（C）		人・日			
技術員		人・日			
小 計					
(3) 打合せ協議					
技師長		人・日			
主任技師		人・日			
技師（A）		人・日			
技師（B）		人・日			
技師（C）		人・日			
技術員		人・日			
小 計					
(4) 報告書作成					
技師長		人・日			
主任技師		人・日			
技師（A）		人・日			
技師（B）		人・日			
技師（C）		人・日			
技術員		人・日			
小 計					
合計					
技師長		人・日			
主任技師		人・日			
技師（A）		人・日			
技師（B）		人・日			
技師（C）		人・日			
技術員		人・日			
合 計					

内 訳 書

第2号 直接経費						
名 称	形状・寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 その他電子データー式		1	式			
2 旅費交通費		1	式			
3 報告書		1	部			
合 計						

委託仕様書

第1章 総則

(総則)

第1条 委託者横浜市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する業務（以下「委託業務」という。）については、横浜市委託契約約款及び横浜市契約規則に定めるもののほか、本仕様書に従い、委託業務履行に際し関係する法令を遵守し、これを履行しなければならない。

第2章 共通仕様

(提出書類)

第2条 乙は、遅滞なく次の書類を作成し、甲の指定する職員（以下「担当職員」という。）に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
（1）委託業務着手届出書	契約締結後 5 日以内	各 1 部
（2）委託代金内訳書		
（3）現場責任者選定通知書		
（4）委託組織表		
（5）業務実施計画書		

2 乙は、甲の関係職員と委託業務について打合せを行った後、次の書類を作成し、担当職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
打合せ議事録（A4 版）	打合せ後遅滞なく	1 部

3 乙は、委託業務履行中、次の書類を作成し、担当職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
成果品（紙媒体）	完了検査前	1 部
成果品（電子媒体）		1 部

(検査)

第3条 乙は、業務委託が完了したとき（履行部分に係る委託業務完了を含む。）は、次の書類を担当職員に提出し、甲が指定する検査員の検査を受けなければならない。

提出書類	提出期限	部数
委託完了届出書	委託業務完了のとき	1 部

(支払)

第4条 乙は、前条の検査に合格したときは、次の書類を担当職員に提出し、委託代金の支払いを請求することができる。

提出書類	提出期限	部数
請求書（口座振替通知書を含む）	完了検査合格後	1 部

(電子計算機処理等の契約に関する情報取扱事項)

第5条 乙は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、その遂行にあたって、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項(※)を遵守しなければならない。

(※) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項は、次のURLの横浜市公式ホームページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/shiyosho/siyou-youryou.html>

(個人情報の保護に関する事項)

第6条 乙は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取り扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項(※)」を遵守しなければならない。

2 乙は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に「個人情報取扱特記事項」第2条の4に則り、管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書(第1号様式)により報告しなければならない。また、「個人情報取扱特記事項」第10条による研修を実施し、研修実施報告書・誓約書(第2号様式)を提出しなければならない。

(※) 個人情報取扱特記事項は、次のURLの横浜市公式ホームページを参照すること。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>

令和7年度 公道EV充電器設置可能性検討調査委託 特記仕様書

1 業務目的

横浜市では「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、2030年度温室効果ガス排出削減目標を50%削減（2013年度比）とし、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指しています。2050年までの脱炭素化の実現に向けた取組の一つとして、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド車（PHV）（以下総称して「EV」という。）の普及促進に取り組んでおり、その実現には充電インフラの大幅な導入が必要とされています。

本業務ではEVの普及促進のため、2027年度までの目標達成（急速充電器400口設置）に向け、過年度の検討内容や設置実績等を踏まえ、公道における急速EV充電器の設置拡大に向け、可能性の検討を行うことを目的とします。

2 業務内容

(1) 候補地ごとの条件整理（現地踏査及び資料取集含む）

市から提供する候補地（5か所程度）について、EV充電器設置の可能性を検討する。市から提供された候補地の現地踏査の実施、及び充電器設置に必要な条件を整理する。なお、事前に候補地ごとに舗装構成、掘削規制や埋設管（水道、下水、電気、ガス）等の資料収集を行うこと。

（主な条件整理項目）

■交通管理者の視点

交通安全上の対策（ゼブラ（区画線）、車止め、注意喚起看板、交通標識の設置・移設等）

■道路管理者の視点

道路占用許可基準との整合（安全対策の実施、既存埋設物との離隔の確保等）

(2) 設置可能性検討

（1）の条件整理をもとに、行政地図、航空写真等を活用し、図面を作成する（位置図、平面図、横断図、地下埋設調査図等）。※令和7年10月中旬までに提出

また、検討にあたっては「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン（国土交通省道路局）」等を参照すること。

(3) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間打合せ（2回）、成果物納入時の計4回を実施する。

(4) 報告書作成

（1）～（3）をとりまとめて、関係機関等（府内関係者）への協議や説明等に活用することを想定し、公表できる媒体として作成、納品すること。

3 履行期限

令和7年11月28日まで

4 業務の履行協議等

受託者は、業務の受託後、業務実施計画書を受託者に提出し、本業務の実施方針について協議を行う。また、本業務の進捗状況に応じた報告・協議を適宜行うこと。

5 打合せ議事録の提出

受託者は、協議等を行ったときは打合せ議事録を作成し、本市に提出する。

6 守秘義務

本業務の履行で知り得た情報は、外部へ漏らし、また持ち出してはならない。

7 成果品の本市への帰属

本業務で作成された成果品は、履行完了後、本市へ帰属するものとし、本市が改変および他の媒体で自由に利用できるようにする。データ作成の際にはその点について十分留意すること。また、フリー素材や許諾の必要な素材などを使用する際には、利用条件等に十分注意し対応すること。

8 成果品の仕様

本委託業務で得られた情報を報告書として取りまとめる。原則としてA4縦型とし、データ及び製本1部を提出すること。文書は「Microsoft Word」で作成し、図表などは「Microsoft Excel、またはMicrosoft PowerPoint」を使用して作成するものを想定しているが、詳細は本市担当者と協議の上決定すること。

また、平成14年4月1日施行「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」を遵守すること。
なお、グリーン購入適合の判断の基準等については「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針（別記）特定調達物品等」（令和6年4月）に準ずるものとし、日常業務から生じる環境負荷の低減に努めること。

9 その他

- (1) 受託者は、委託者からデータの提供を受けた場合は、委託期間終了後速やかに委託者に返却すること。また、作業上複写したデータは削除すること。
- (2) 本業務遂行にあたって必要な情報の提供、関係者との協議調整については、原則、委託者にて実施するものとする。
- (3) この仕様書に記載の無い事項については、双方協議の上定めるものとする。